

重要事項説明書

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

当事業所は、ご契約者に対して 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを以下のとおり説明します。

1. 事業者

事業者の名称	医療法人社団 ともいき会
法人所在地	岐阜市昭和町 2 丁目 11 番地
代表者氏名	理事長 小牧 卓司
電話番号	0 5 8 - 2 5 3 - 7 7 1 7

2. 事業所

事業所の名称	ひまわりステーションこまき
介護保険指定 事業者番号	岐阜市指定 2 1 9 0 1 0 2 7 2 9
事業所所在地	岐阜市千手堂南町 3 丁目 3 番地 2
管理者氏名	山崎 英子
電話番号	0 5 8 - 2 1 3 - 7 8 2 5

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	適正な運営を図りつつ、要介護状態にある利用者に対し、適切に定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	<p>① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに携わる訪問介護員等は、利用者の心身の特性をふまえ、要介護の状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回訪問により利用者宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活全般にわたり安心して生活ができるよう援助を行います。また、緊急時には利用者等からの通報に基づき、随時に対応するものとしします。</p> <p>② 事業の実施にあたっては、連携する訪問看護事業所、居宅介護支援事業者、医師、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村及び関係機関とも連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとしします。</p>

4. 職員体制

従業員の職種	員数	常勤	非常勤	保有資格
管理者	1	1		准看護師
計画作成責任者	3	3		介護福祉士・准看護師
オペレーター	7	7		介護福祉士、准看護師、医師
訪問介護員	20	8	12	介護福祉士 初任者研修（ヘルパー2級）

5. 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を行います。
計画作成責任者	訪問介護計画の作成、変更等のほか、利用の申込みに関する調整、居宅介護支援事業所との連携、当事業所訪問介護員等に対する技術指導及び訪問介護サービス内容の管理等を行います。
オペレーター	利用者または家族等からの通報を受け、業務内容を基に相談援助を行い、訪問介護員もしくは連携する訪問看護事業所による訪問の要否を判断するサービスを行います。
訪問介護員	定期の巡回訪問サービスまたはオペレーターが必要と判断した随時対応の訪問介護の提供にあたります。

6. 職員の勤務体制（常勤の場合）

A 勤	6 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0
B 勤	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
C 勤	1 2 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
夜勤	2 1 : 0 0 ~ 翌 6 : 0 0

7. 営業日及びサービス提供時間

営業日	3 6 5 日
サービス提供時間	2 4 時間

8. 訪問介護サービスの概要

定期巡回型	日常生活の状況、身体の状態をふまえ必要なサービスを定期的に提供し、総合的に在宅生活を支援します。
随時対応型	利用者からオペレーターへの通報により、訪問が必要と判断した場合、訪問介護員が適宜必要なサービスを提供します。
オペレーター業務	利用者またはその家族等からの通報に対し、相談業務を行います。また、訪問介護員、訪問看護師による随時対応による訪問の要否を判断します。

【留意事項】

- (1) 水道、電気、ガス、その他サービスに必要となる物品の使用をさせていただく場合、利用者またはその家族等の同意を得るものとします。
- (2) 訪問介護員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。
 - ① 医療行為
 - ② 利用者またはその家族等から金銭、預貯金、証書、その他重要書類等を預かること

- ③ 利用者またはその家族等から金銭、物品、飲食の饗応を受けること
- ④ 利用者の家族等に対する訪問介護サービス
- ⑤ 訪問介護サービスの範囲を超えたサービス
- ⑥ 利用者、その家族等に対して宗教活動、政治活動、営利活動等を行うこと

9. サービス計画について

サービスの提供にあたっては、計画作成責任者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス計画を作成し、その内容について利用者またはその家族等に説明のうえ同意を得るものとします。

サービス計画は、利用者の心身の状況やニーズに基づき、利用者の担当ケアマネジャーの居宅支援介護計画に基づき作成するもので、この計画に従い定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを実施します。

心身の状況の変化にも柔軟に対応していきます。

10. サービス実施区域

岐阜市内

11. 利用料金、その他費用

【利用料金】（1か月あたり）

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）		連携先訪問看護費
要介護 1	5, 4 4 6 単位	2, 9 6 1 単位
要介護 2	9, 7 2 0 単位	2, 9 6 1 単位
要介護 3	1 6, 1 4 0 単位	2, 9 6 1 単位
要介護 4	2 0, 4 1 7 単位	2, 9 6 1 単位
要介護 5	2 4, 6 9 2 単位	2, 9 6 1 単位

【加算】

初回加算	30 単位／日（初回より30日以内）
総合マネジメント体制強化加算	1, 2 0 0 単位／月
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	全てのサービスの単位 × 22.4%

【減算】

	通所系サービス
要介護 1	- 6 2 単位／日
要介護 2	- 1 1 1 単位／日
要介護 3	- 1 8 4 単位／日
要介護 4	- 2 3 3 単位／日
要介護 5	- 2 8 1 単位／日

【地域加算】

上記単位の合計に対し、10.42円を乗じた金額となります。

【その他】

- ・ 月途中からの利用は、日割り計算となります。
- ・ ショートステイ（短期入所系）利用時は、利用日以外を日割りにて算定します。
- ・ 利用者の負担金額は、上記により計算された金額のうち「介護保険負担割合証」に記載された割合を乗じた金額となります。
- ・ 保険給付対象外サービス、限度額を超えての利用等に関しては、
身体介護 3,000 円／時間、生活支援 2,000 円／時間 を負担していただきます。
(なお、保険外サービスに関しても介護職員等処遇改善加算Ⅱとして利用料の 22.4% が加算されます。)

1 2. 利用料金の支払い方法

利用した訪問介護サービス等について、利用の翌月（15日前後）にサービス内容を記載した明細書とともに請求書を発行します。

口座振替の場合、サービス利用月の翌月23日（金融機関が休日の場合、翌営業日）に利用者の指定口座から引き落としさせていただきます。

1 3. 連携先 訪問看護事業所

事業所名	所在地	電話番号
ナースステーションこまき	岐阜市都通4丁目7番地	058-213-7826
小笠原訪問看護ステーション	岐阜市加納栄町通5丁目12番地	058-273-5250
GKの訪問看護ステーション	岐阜市岩崎986番地2	058-215-1061
訪問看護ステーション岐阜25	岐阜市東金宝町1丁目12番	058-262-6617
小木曾医院	岐阜市神田町2丁目4番地	058-262-2320
陽和彩訪問看護ステーション	岐阜市柳津町宮東2-177 パークサイド宮東1-B	058-388-7512

上記以外の訪問看護ステーションもご利用いただくことができます。

ご希望の場合、事前に担当者にお申し出ください。

1 4. 苦情等申立て等

事業所等	連絡先
当事業所	窓口担当 岡田 梯子 利用時間 9:00～18:00（月～土） 電話番号 058-213-7825
岐阜県国民健康保険団体連合会	岐阜市下奈良2丁目2-1 介護保険課 苦情対応係 058-275-9826 9:00～17:00（月～金）
岐阜市役所	岐阜市司町40番地1 介護保険課 058-265-4141 8:45～17:30（月～金）

1 5. サービス提供における事業所の義務

サービスを提供するにあたって、次のことを遵守します。

- (1) サービスの提供について、利用者及びその家族等に必要に応じてわかりやすく説明します。
- (2) 要介護状態の軽減、悪化の防止を前提として、心身の状況に応じたサービス計画を作成し、常にその内容の見直しを行います。
- (3) 緊急の場合は医師、看護師等に連絡をし、必要な措置を講じます。
- (4) 提供したサービスに関する記録を作成し、利用終了後5年間保管するとともに利用者またはその家族等の請求に応じ閲覧していただく、または複写物を交付します。
- (5) 利用者宅の鍵を預かる場合は、鍵預かり証を発行した上で、施錠できる場所で管理をし、訪問介護以外には一切使用しないこととします。万一、紛失または破損した場合、早急に利用者及びその家族等にお知らせをした上で、誠意をもって善後策について相談をし、対処します。また、鍵は必要がなくなった時点で、速やかに返却するものとします。
- (6) 従業者には、採用時及び毎月1回以上の研修を実施することとします。
- (7) 訪問介護サービスを提供するにあたり、知り得た利用者又はその家族等に関する情報は、正当な利用なく第三者に漏らしません。ただし、緊急時に医療機関等に利用者の心身の状況等を提供させていただく等必要と認められた場合、提供することがあります。
- (8) 岐阜市暴力団排除条例に基づき、岐阜市と協働し暴力団排除の推進を図ります。
- (9) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (10) 従業者または従業者であったものに対して、業務上知り得た情報を漏洩することのないよう、秘密保持の徹底に努めます。

1 6. 損害賠償責任

訪問介護サービスの実施に伴い、従業者の責により利用者またはその家族等に損害を生じさせた場合、当事業所が賠償する責任を負います。その場合、誠心誠意対応させていただきますが、利用者またその家族等に調査等の手続きにご協力いただく場合があります。

1 7. 事故等への対応

事故等が発生した場合、直ちに状況を把握し、必要な措置を講じるとともに、岐阜市及び関係機関に報告いたします。

1 8. 虐待防止に関する事項

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

19. 契約の終了

以下の事項に該当する場合、当事業所との契約を終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 介護認定調査の結果、利用者が自立または要支援と認定された場合
- (3) 利用者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設に入所された場合
- (4) 利用者から解約の申し出があった場合（この場合、解約を希望する1週間前までにお知らせいただくものとします。）
- (5) 以下の事由により、事業者から解約の申し出を行う場合
 - ① 利用者により信頼関係を損なう行為があった場合
 - ② 料金の支払いが遅延し、相当期間を定めた催告に関わらず、支払われない場合
 - ③ その他、訪問介護サービスを実施するにあたり、不可能と判断した場合

20. その他

上記事項以外に疑義がある場合、介護保険法令その他諸法令に基づき、利用者、その家族等及び担当ケアマネージャーとの協議の上、決定させていただきます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

ひまわりステーションこまき

説明者

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供開始に同意します。

【利用者】

住所

氏名

印

【家族等】

住所

氏名

(続柄

印
)

個人情報使用同意書

私（契約者およびその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

- ① 介護計画の立案、円滑にサービス提供されるために実施されるサービス担当者会議での情報提供のため
- ② 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ③ 主治医の意見を求める必要のある場合
- ④ 家族等への心身の状況説明、その他サービス提供で必要な場合
- ⑤ 事業所内での実習や事例研究で必要な場合
- ⑥ 外部監査機関への情報提供
- ⑦ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

2 使用する期間

年 月 日から、サービス利用契約の終了時まで

3 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払い、契約解除後もサービス提供上知り得た情報を漏らしてはならない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録する。

年 月 日

ひまわりステーション こまき 殿

(契約者) 住所 _____

名前 _____ 印

(契約者の家族または代理人) 住所 _____

名前 _____ 印

(本人との関係)